



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月3日金曜日 第699号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）… 210

## 告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（地域政策課）… 211
- 落札者等の告示……………（広報広聴課）… 211
- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）… 211
- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（障がい福祉課）… 211
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）……………（経営支援課）… 211
- 地籍調査の成果の認証……………（農政課）… 213
- コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面の範囲……………（水産課）… 213
- 河川整備計画の策定（3件）……………（河川課）… 214
- 道路の区域変更（一般国道319号）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 214
- 道路の供用開始（一般国道319号外）……………（ ）… 214
- 指定納付受託者の指定……………（美術館）… 214

## 雑 報

- 愛媛県内水面漁場管理委員会指示……………（水産課）… 215

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第28号

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県宅地建物取引業法施行細則（昭和58年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の経由）</p> <p><b>第7条</b> 法第19条第1項の規定、省令第14条の7第1項の規定並びに第4条第1項の表2の項、3の項、7の項、9の項及び10の項の規定により知事に提出する書類は、住所地を管轄する地方局長を経由しなければならない。ただし、これらの書類を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合は、この限りでない。</p>	<p>（書類の経由）</p> <p><b>第7条</b> 法第19条第1項の規定、省令第14条の7第1項の規定並びに第4条第1項の表2の項、3の項、7の項、9の項及び10の項の規定により知事に提出する書類は、住所地を管轄する地方局長を経由しなければならない。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日（ただし、期間満了前2か月前までに別段の意思表示がないときは、さらに1年間有効とし、以後もこの例による。）

○愛媛県告示第283号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年3月26日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	10.89円 (一部当たり)	一般競争入札	令和8年2月13日

○愛媛県告示第284号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	独立行政法人地域医療機能推進機構	令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県松山市道後町二丁目12番11号	愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務	令和7年3月12日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

○愛媛県告示第286号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
Aコープハトマート北条	松山市北条辻445番3 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好 功	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 武市 佳久	令和7年 6月24日	令和8年 3月19日

		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名	株式会社エーコープ えひめ 伊予郡砥部町拾町16 5番地 代表取締役 中矢 良一 有限会社ヤマイチ 松山市浅海本谷甲35 8番地1 代表取締役 西谷 哲夫	J A全農Aコープ株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目2番地3 代表取締役 山崎 智弘 有限会社ヤマイチ 松山市浅海本谷甲35 8番地1 代表取締役 西谷 哲夫	令和8年 2月1日 ほか	
Aコープハトマート山越	松山市山越二丁目64 4-1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好 功	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 武市 佳久	令和7年 6月24日	令和8年 3月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名	株式会社エーコープ えひめ ほか5者	J A全農Aコープ株式会社 ほか2者	令和8年 2月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
Aコープ城南	伊予郡砥部町高尾田 71	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好 功	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 武市 佳久	令和7年 6月24日	令和8年 3月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名	株式会社エーコープ えひめ ほか2者	J A全農Aコープ株式会社 ほか3者	令和8年 2月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の年月日, 届出年月日. It details the change of representative for A-Corpus Mura.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第289号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

Table with 4 columns: 実施者, 地域, 調査期間, 成果の名称. Lists land registry survey results for various areas in Ehime Prefecture.

2 認証年月日

令和8年4月3日

○愛媛県告示第290号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第28号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、令和8年4月1日次のとおり定めた。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第291号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、重信川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第292号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、大川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施

すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第293号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、喜木川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び南予地方局建設部及び八幡浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山3009番1地先から 同町上山2994番3地先まで	旧	メートル 5.0～29.0	キロメートル 0.080	
		四国中央市新宮町上山3009番1から 同町上山2994番3まで	新	11.2～89.1	0.080	
〃	〃	四国中央市具定町字重石乙66番57地先から 同町字重石乙66番63地先まで	旧	4.6～ 9.9	0.200	
		四国中央市具定町字重石乙66番57から 同町字重石乙66番63まで	新	8.2～51.7	0.200	

○愛媛県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山3009番1から 同町上山2994番3まで	令和8年4月3日
〃	〃	四国中央市具定町字重石乙66番57から 同町字重石乙66番63まで	〃
県 道	大野原川之江線	四国中央市金生町山田井1433番4から 同町山田井1433番5まで	〃
〃	〃	四国中央市金生町山田井651番5から 同町山田井650番5まで	〃

○愛媛県告示第296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社リクルート	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	愛媛県美術館使用料条例（平成10年6月25日条例第26号）に規定する特別の企画による展示に係る観覧料及び愛媛県美術館管理規則（令和2年3月27日規則第17号）に規定する常設展観覧料	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年4月1日

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第28号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、令和8年4月1日次のとおり指示した。

令和8年4月3日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡 村 重 治

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで